

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

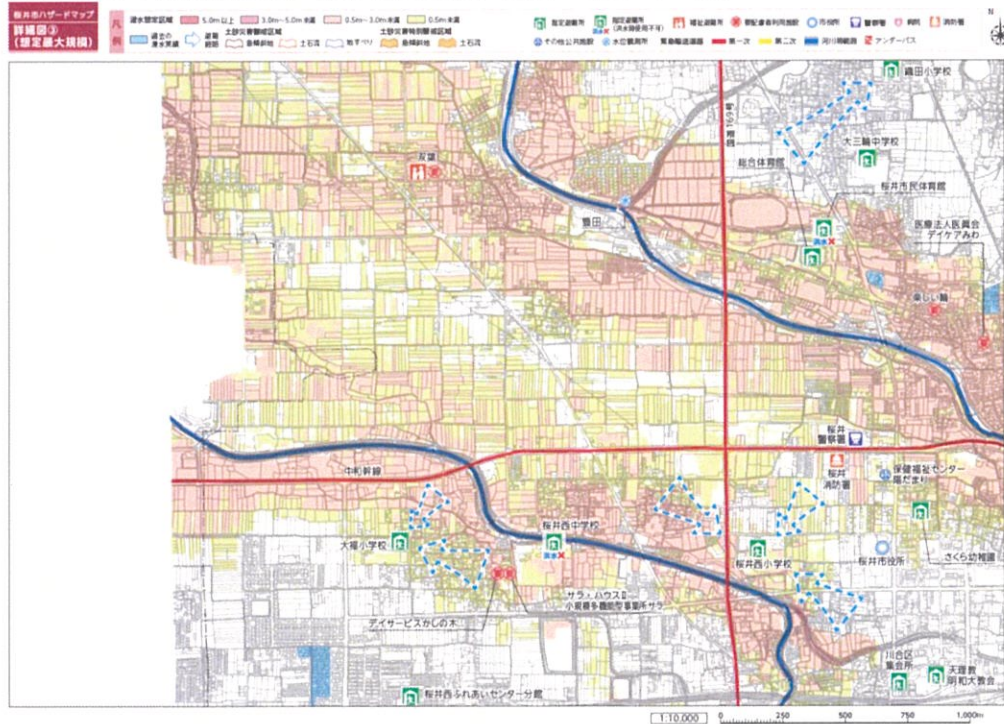
【桜井市の位置と地理】

・桜井市は、奈良盆地の中央東南部に位置し、東経135度51分、北緯34度31分に市の中心部がある。東西11.9キロメートル、南北16.4キロメートル、面積は98.91平方キロメートルで、奈良県総面積の2.7%を占めている。県庁所在地の奈良市までは、20キロメートル圏内(30分圏内)、大阪市へは40キロメートル圏内(1時間圏内)にある。

・市西部および北部は、比較的平坦な田園地帯で、桜井駅および三輪駅周辺や国道165号沿線を中心として市街地を形成、南部から東部にかけては竜門山地がそびえている。市域全面積の約60%が山間部であり、その冷涼な気候を利用して素麺や蕎麦の生産が行われている。河川として、大和川の源流である初瀬川、栗原川、寺川、米川、巻向川など小河川が流れている。

(洪水：ハザードマップ)

当市の以下ハザードマップ(抜粋)のとおり、川沿いにおいて3.0mを超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地域の広範囲で0.5m以上の浸水が予想されている。素麺製造、食肉加工などの食品製造業が被害想定地域に集積立地している。



(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山間の上之郷地区・初瀬地区・多武峰地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、その地区に観光・林業の多くが集積している。

山裾近くで900箇所近く土砂災害警戒区域に指定されている。(急傾斜地481箇所、土石流393箇所)

(地震：ハザードマップ 国地震調査研究推進本部)

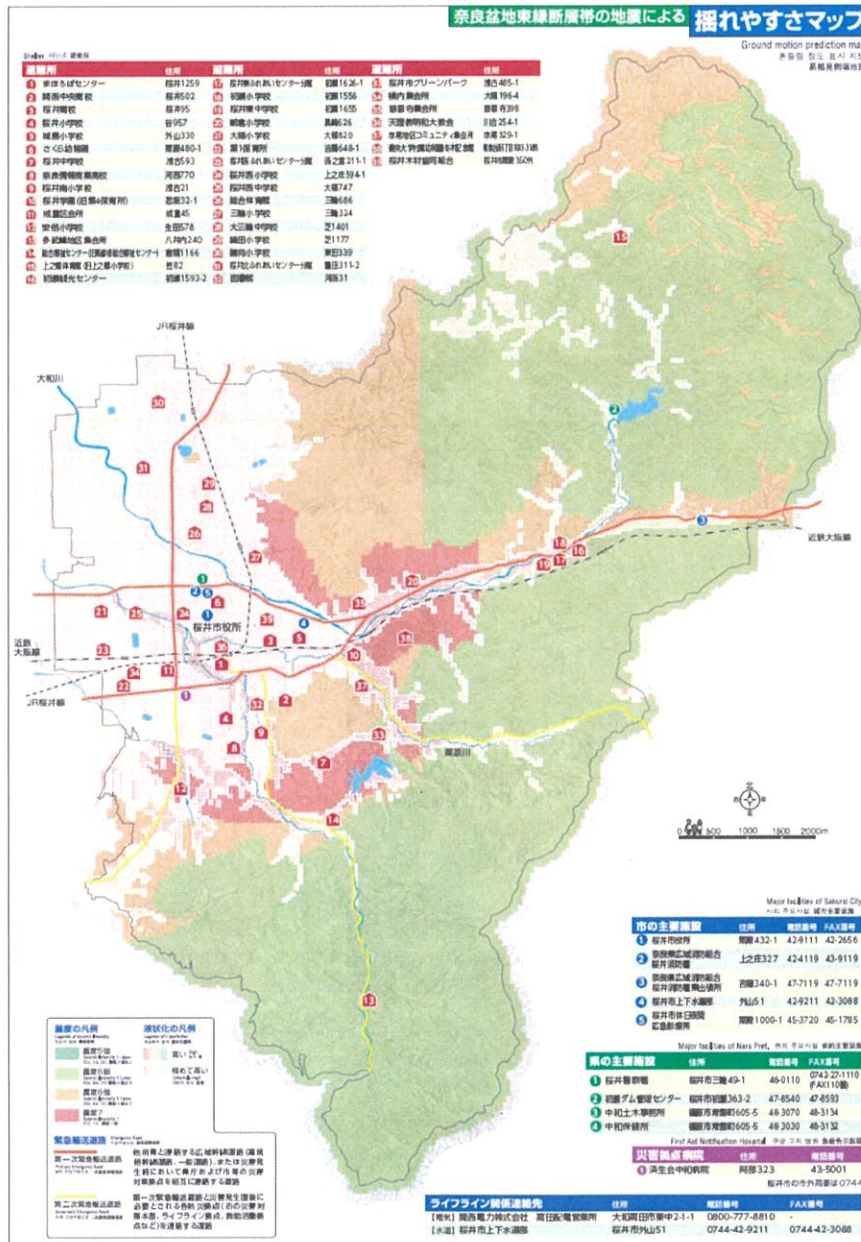
大きな影響を及ぼすと見込まれる地震は以下のとおり。

① 奈良盆地東縁断層帯地震【内陸活断層地震】

- ・市西部および北部の比較的平坦な田園地帯で震度7と液状化、市東部南部の山間地で震度5又は震度6と土砂崩れ等を想定。
- ・30年以内の発生確率最大5%。確率「最大5%」は、海溝型と比べれば低いものの、「わが国の主な活断層の中では高いグループ」（国の地震調査研究推進本部）
- ・内陸活断層地震であることから、揺れによる建物被害・人的被害が甚大となる。

② 南海トラフ巨大地震【海溝型地震】

- ・30年以内の発生確率70%～80%。長周期地震。震度6を想定。
- ・全県、全国規模で甚大な被害が発生、周辺都市からの応援が困難。ライフライン、サプライチェーンの喪失から事業活動の継続が懸念される。

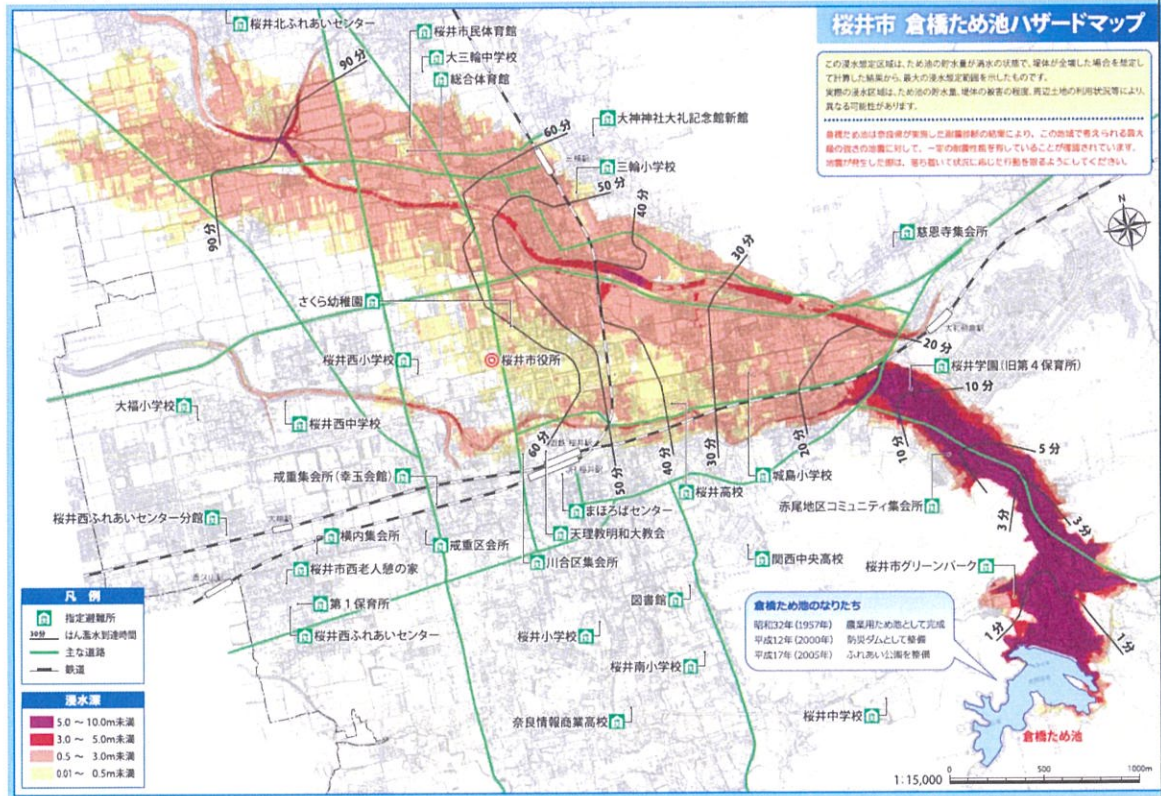


(その他)

市内の大和川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成30年の7月豪雨において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この豪雨により、本市では人的被害に加え、住家被害が14棟にのぼった。

内水氾濫は、台風や豪雨時にたびたび発生している。谷底低地において発生する場合もあるが、台地部の浅い谷、凹地沿いに発生する場合がある。河川改修により氾濫の危険度が下がった地区もあるが、未改修のため危険度の高い地区が残されている。

また、下記の浸水想定区域は、倉橋ため池の貯水量が満水の状態で、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、最大の浸水想定範囲を示したものである。なお、倉橋ため池は奈良県が実施した耐震診断の結果により、この地域で考えられる最大級の強さの地震に対して、一定の耐震性能を有していることが確認されている。



(感染症：新型コロナウイルスなど)

感染症は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

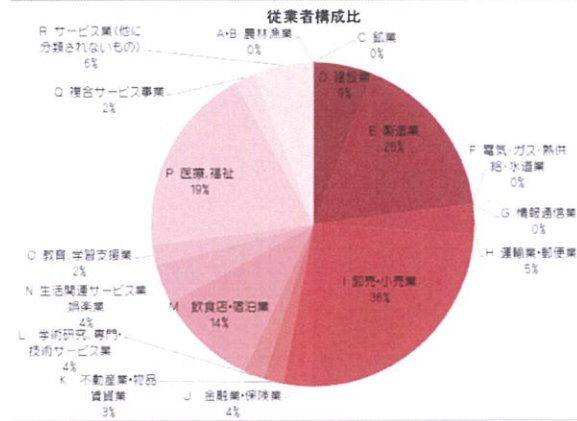
また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

『新型コロナウイルス感染リスクがある中での災害時の「避難」について』、『分散避難』、『風邪等の症状がある方が避難する場合は中央公民館が避難所です。』などを本市ホームページ等で啓発しているところであるが、複合災害のリスクもある。

(2) 商工業者の状況

【桜井市の産業大分類別従業者数および事業所数】

	従業者数	事業所数
A・B 農林漁業	50	8
C 鉱業	0	0
D 建設業	1,009	189
E 製造業	3,048	331
F 電気・ガス・熱供給・水道業	16	1
G 情報通信業	22	11
H 運輸業・郵便業	568	32
I 卸売・小売業	4,257	650
J 金融業・保険業	467	29
K 不動産業・物品賃貸業	357	138
L 学術研究・専門・技術サービス業	292	64
M 飲食店・宿泊業	1,762	251
N 生活関連サービス業、娯楽業	659	184
O 教育、学習支援業	438	81
P 医療、福祉	3,319	211
Q 複合サービス事業	303	22
R サービス業(他に分類されないもの)	993	211



※ 事業所数の内、小規模事業者の割合が約7割

(資料：総務省統計局「平成28年経済センサス-活動調査」より引用)

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・桜井市地域防災計画の策定、防災訓練の実施、自主防災組織の育成
- ・防災情報等配信サービスの導入及び活用
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・桜井市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・桜井市新型コロナウイルス対策会議を開催、対策方針を決定。(感染予防や蔓延防止対策を進めている中、市では、令和2年2月28日付けで「新型コロナウイルス対策本部」を設置。) 現在、(第21報) 新型コロナウイルス感染症対策について(令和2年10月28日・桜井市方針)に基づき、感染拡大防止と係る支援を展開中。

2) 当会の取組

- ・事業者BCP等に関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定等セミナーの開催
- ・事業継続力強化計画策定申請支援の実施
- ・東京海上日動火災保険株式会社と連携した損害保険への加入促進  
(新型コロナ感染症特約含む)
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・桜井市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・新型コロナウイルス感染症対策経営相談窓口開設  
(相談実績:令和2年1月~11月:1300件超)

II 課題

現状では、以下の点について、課題が浮き彫りとなっている。

1) 事業者の防災・減災対策について

小規模企業白書によると、自身の加入している損害保険・共済について補償内容の把握

を行っている中小企業・小規模事業者が約2割～3割にとどまるなど、従業員規模が小さい事業者ほどBCPの策定率が低く、認知率も低い。従業員20人以下の事業所においてはBCPの策定状況は2.2%となっている。

当地区内においても防災・減災に対する問題意識が十分でなく関心が低いことと、ノウハウがなく具体的に何から取りかかればよいか分からない事業者が多い状況である。

## 2) 商工会の支援体制について

当会として、事業継続力強化支援を進めるにあたり、保険・共済等の自然災害の影響を軽減するための取組や事業者BCP等の策定など、防災・減災対策に関する知識やノウハウ等が不足しており、効果的な事業者支援を行うための人員が十分でない。

## 3) 災害発生時の対応について

緊急時の取組について、当市と当会の連絡方法や情報共有の仕組みなど、具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、災害発生時における円滑な対応に課題がある。

また、当会としてもBCPを作成しておらず、緊急時の取組については漠然としたマニュアルの作成にとどまっており、事業継続力強化の支援を行う立場としては、早急に作成する必要がある。

### III 目標

当該計画の実施により、いかなる自然災害・感染症が発生しても小規模事業者が経済活動を機能不全に陥らせないことを目標として、事業者BCPの策定支援を強化するほか、発災時の商工被害を的確に把握し報告する体制づくり、速やかな応急対応及び復興支援策を行うための体制を平時から構築することを目指す。

#### 1) 事業者の防災・減災対策について

地区内小規模事業者に対して、巡回指導や普及啓発セミナーの開催、当商工会機関紙の掲載等配布、HPへの掲載等により、自然災害・感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、事前対策の必要性を認識した事業者が具体的な取組に進めることができるよう、事業者BCP策定セミナー開催、巡回指導、専門家派遣等を通じて、事業者BCP等作成、感染症影響に基づく労務対策、リスクマネジメント・保険評価にかかる支援を実施する。あわせて、その支援後には、取組状況の確認等のフォローアップを行う。

(目標件数)

- ・防災・減災対策啓発セミナー（リスクマネジメント・保険含む）の開催 年：1回
- ・事業継続力強化支援巡回指導件数 年：10件
- ・事業者BCP等策定セミナーの開催 年：1回
- ・事業者BCP等作成支援事業者数 年：5事業者
- ・事業者BCP等作成事業者数 年：3事業者
- ・感染症影響に基づく労務対策専門家支援 年：5事業者
- ・リスクマネジメント・保険評価事業者数 年：3事業者
- ・ビジネス総合保険斡旋数 年：5事業者

#### 2) 商工会の支援体制について

事業継続力強化支援を実施するにあたって必要となる防災・減災・感染症対策に関する知識やノウハウを得るために、他団体が主催するものも含めたBCPに関するセミナー等へ積極的に参加するほか、当会自身で専門家を招き勉強会を年1回以上開催又は専門家派遣に同席して

経営指導員・経営支援員のスキルアップを図る。あわせて、商工会全体の資質向上を図ることにより支援体制を充実させる。

3) 災害発生時の対応について

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と各市との間における被害情報報告ルート及びマニュアルを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・当会自身のBCPを作成し、発災時に関係機関との連携をスムーズに実施できる体制並びに速やかな対応及び復興支援策を行うための体制を平時から構築する。
- ・管内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と各市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

令和2年に改定された「桜井市地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

ア) 当市が策定したハザードマップ等を参考に、浸水想定エリアなど自然災害のリスクが高いと想定される事業者を絞り込み、優先的に巡回し、災害リスクの啓発を行う。

イ) 巡回経営指導及び窓口相談対応時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について、保険制度のパンフレット等を用いて説明する。また、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

ウ) リスク管理状況を簡易的に診断できるチェックシートを作成し、それを利用した診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を提案する。

エ) 会報や広報、ホームページやSNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。

オ) 事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者BCP未作成の事業者等を対象に普及啓発セミナーを開催し、事業者の防災・減災・感染症対策意識の向上を図る。

■防災・減災・感染症対策啓発セミナーの内容（2時間開催、20名参加想定）

- ・事業活動に影響を与える自然・感染症災害とその影響

- ・事業者BCPの必要性 ・事業継続力強化計画認定制度について
- ・取組事例の紹介 等

カ) 専門家を招き、事業者BCPを策定するためのワークショップ及び個別相談会を普及啓発セミナー参加者及び事業者BCP作成に対し意欲のある事業者を対象に開催し、自然災害・感染症への事前対策の促進を行う。

■事業継続力強化計画策定等セミナーの内容(2時間開催、20名参加を想定)

- ・事業継続力強化計画について ・事業継続力強化計画の策定
- ・事業継続力強化に向けた今後の取組
- ・個別相談会(策定した計画のブラッシュアップ)

※ワークショップやセミナー内で、桜井市内の小規模事業者等による事業継続力強化に関する知見(取組事例等)の共有をはかる。

キ) 必要に応じて連携する損保会社の職員同行を依頼し、管内の小規模事業者に災害時の利用できる保険商品等の説明を行う。

ク) 新型コロナウイルス感染症等の影響による様々な労務リスクに対応する対策セミナーや個別相談会、専門家派遣を実施する。

## 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年12月31日までに事業継続計画を作成する。

## 3) 関係団体等との連携

- ・連携する損保株式会社と奈良県商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とする普及啓発セミナーや損害保険の紹介、感染症影響による労務リスク対策支援等を実施する。
- ・関係機関(市内の金融機関や各種事業組合等)への普及啓発ポスター掲示やリーフレット等の備え付けを依頼するほか、共催によるセミナー等の実施。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

## 4) フォローアップ

- ・セミナー参加事業者や巡回指導等により策定支援を行った事業者の進捗状況及び取組状況の確認を実施。計画未完成事業者には作成支援、計画作成事業者には計画実行支援及び計画更新支援を実施する。

また、事業者BCPの啓発を行ったが、計画等未作成の事業者に対して再度周知を行う。

- ・事業者BCP等作成、感染症影響に基づく労務対策、リスクマネジメント・保険評価等の個者支援の課題に対して、専門家派遣や経営指導員の伴走型支援でフォローアップをおこなう。
- ・(仮称)桜井市事業継続力強化支援協議会(構成員:当会、当市)を年1回開催し、

状況確認や改善点等について協議する。

- ・ 当会自身の事業継続計画について改訂すべき事項が生じた場合、(仮称)桜井市事業継続力強化支援委員会で再協議を行い、定期開催する理事会でその都度計画の見直しを実施する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害(震度6弱の地震)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。
- ・ 新型コロナウイルス感染症PCR検査等の実施など感染症発症時の是正処置、その後の予防処置の方法について不測の事態に備え、個別事業所支援時に確認する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災直後に職員の安否確認を行う。その際に①本人・家族の被災状況、②近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、③出勤できる状況かどうかについて、できる限り情報収集を図る。
- ・ 新型コロナウイルス感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、桜井市における感染症対策に基づき当会による感染症対策を行う。

■安否確認の方法

団体名	対象者：目標時間、手段
桜井市商工振興課	職員：発生後1時間以内、緊急連絡網
桜井市商工会	職員：発生後1時間以内、SNS 正副会長：発生後3時間以内、携帯電話 理事：発生後1日以内、電話 会員：発生後1週間以内、地区ごとの安否を確認

■安否確認結果の連絡窓口

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
桜井市商工振興課	課長	主幹
桜井市商工会	事務局長	経営指導員

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会事務局長と当市商工振興課長との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(豪雨における例として、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。)



- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、被災後1日以内に情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急相談窓口の設置・相談業務</li> <li>②被害調査・経営課題の把握業務</li> <li>③復興支援策を活用するための支援業務</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急相談窓口の設置・相談業務</li> <li>②被害調査・経営課題の把握業務</li> </ul>
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない。

■被害規模の目安と想定する応急対応の内容

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔を目安に被害情報等を共有する。

期間	間隔
発災後～1週間	1日に3回（10時、13時、16時）共有する
1週間～2週間	1日に2回（10時、15時）共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回（10時）共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「例：桜井市新型コロナウイルス等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

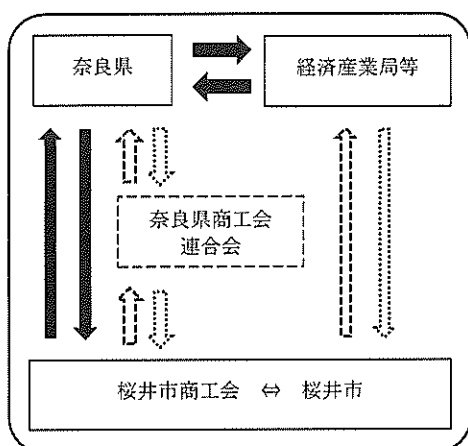
- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者における被害情報の迅速な報告及び指揮命令を

円滑に行うことができる仕組みを構築する。

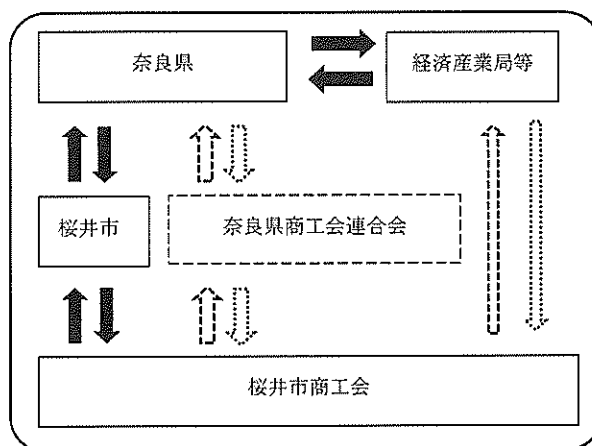
- ・ 2次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて、当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

<被害情報の報告の流れ>

【初動対応】



【被害実態の把握】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、桜井市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

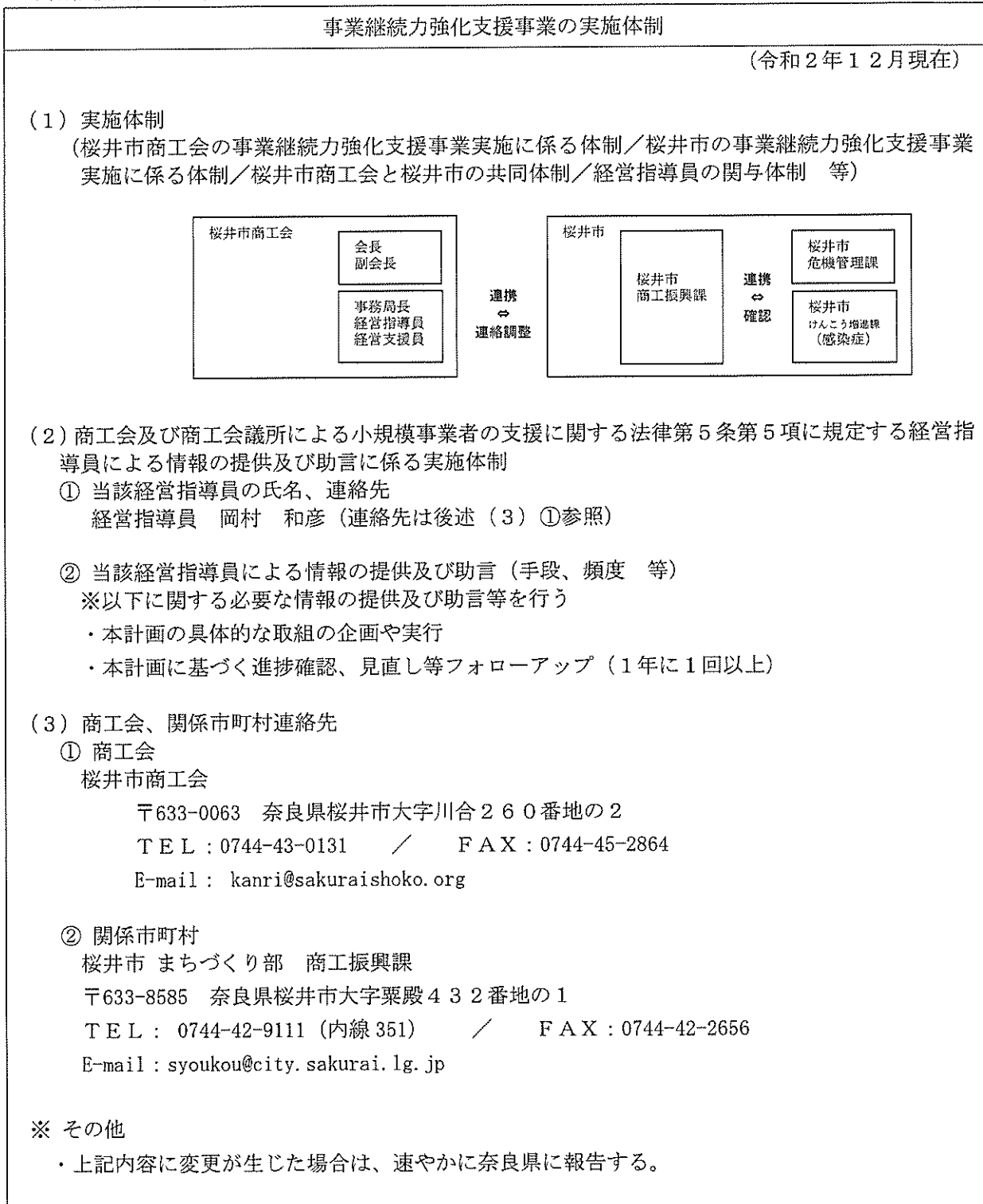
- ・ 被災事業者施策（国、県、市等の施策）の周知に努める。
- ・ 県の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・協議会運営費	15	15	15	15	15
・セミナー開催費	120	120	120	120	120
・専門家派遣費	180	180	180	180	180
・パンフ、チラシ作成費	25	25	25	25	25
・研修、訓練実施費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、桜井市補助金、奈良県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>① 奈良県商工会連合会 会長 松塚幾善 〒630-8213奈良県奈良市登大路町38-1</p> <p>② 東京海上日動火災保険株式会社 代表取締役 広瀬伸一 〒100-8050東京都千代田区丸の内1丁目2番1号</p> <p>③ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 金杉恭三 〒150-8488東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号</p>
連携して実施する事業の内容
<p>① 巡回や窓口指導時、商工会の上部団体である全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した支援を実施する。</p> <p>② 奈良県商工会連合会が連携協定を結ぶ、東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)に、専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや個別相談会、損害保険の紹介等も実施する。</p> <p>③ その他 BCP・事業継続力強化計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携実施する。</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>①、②、③とも、専門家の見地から自然災害・感染症等のリスクに備え、事前に必要と考えられる保険の加入確認、また、有事の際を見据えた準備の再認識等、対応に備える各種支援機会を提供していく。</p> <p>具体例として、自然災害・感染症リスクに係る</p> <div data-bbox="319 1541 1225 1697" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"><p>商工会会員事業者等に対する災害・労務リスク対策のノウハウ提供 商工会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供 災害・労務リスク対策セミナー・個別相談会の共同開催および講師派遣 災害・労務リスク対策ツールの提供 など</p></div> <p>また、有事の際には、迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。</p>

連携体制図等

